

令和3年度商店街経営実態調査業務委託企画提案募集の内容に関する質問への回答

No.	質問項目・該当部分	質問内容	回答
募集要領			
1	6 応募資格 (2) 9 「企画提案参加希望書」等の提出 (1)	過去5年間における調査委託業務の履行実績を証する書類は、契約書の写しでよろしいでしょうか。	「調査内容(調査業務名)、調査実施時期(年度)、調査実施主体名」がわかるものであれば差し支えありません。
2	6 応募資格 (4)	「商店街に関する提言能力を有すること」というような記載がありますが、この部分は外注により対応しても問題ないでしょうか。	最終的に報告書をまとめていただくために、「県内の地域商業のあり方(商業者・商店街の取組、商業者・商店街への支援)について考察し、対応を示す能力を有する者であること」を応募資格要件としています。一部業務を外部専門家等に委託することも差し支えありません。 ただし、本申請(企画提案書等の提出)の前に埼玉県に御相談ください(外注先(候補)について確認させていただく場合があります)。また、企画提案書の中で、外注先(候補)の概要・類似業務の実績等を明示してください。
仕様書			
3	2 調査対象 (1)商店街調査 ア	商店街調査のアンケート調査先は770組織で、残り43組織には調査を行わないという理解でよろしいでしょうか。	本年4月1日時点で県が把握している県内813の商店街等組織のうち、「〇〇市商店街連合会」等、単体組織以外の43組織については調査の対象外とします。 ※今後の精査により調査対象数(770組織)が多少前後することがありますので、御了承ください。
4	2 調査対象 (1)商店街調査 ア～ウ	各アンケートの対象となる商店街、個店のリストは全て県から提供してもらえますか。	商店街アンケート調査(郵送調査)に必要な県内商店街の連絡先情報(商店街名、代表者名、所在地等)については、本年4月1日時点で県が把握している内容を、電子データ(エクセルファイル)によりお貸しします。 一方、商店街及び個店の訪問調査については、あらかじめ対象(訪問先)を決めておくものではありません。効果的な調査となるよう、対象の選定方法等について御提案をお願いします。
5	3 業務内容 (2)調査方法	面談調査は対象店舗の希望があれば、web調査、留置調査など対面時間を少なくする方法をとることは可能でしょうか。	商店街や個店、来街者の状況・実態を現地で十分に把握し、予め設定した選択方式の質問では得られない回答を導き出すために、訪問調査は面談方式によることを前提に考えています。 ただし、新型コロナウイルス感染症の拡大状況によっては、お示しいただいた方法が有効になる場合もあるかと思われますので、調査がより効果的になるような企画提案をお願いします。
6	8委託業務実施に当たっ ての留意事項 (2)	商店街調査および消費者調査の集計業務を外注により委託することは可能でしょうか。(分析は受託者が実施します。)	「集計業務」の範囲を明確にしたうえで、業務の遂行に支障がないようであれば、次の(1)及び(2)を満たせることを条件に外注を認める場合があります。 (1)外注業務を通じて関わる個人情報の安全管理が図られるよう、 ①外注先の業務従事者に対して埼玉県個人情報保護条例の適用を受けることを説明すること ②本業務の受託者が、外注先に対する必要かつ適切な監督を行うこと (2)外注業務のすべての行為及びその結果についての責任を、本業務の受託者自身が負うこと ※一部業務の外注を検討されている場合、本申請(企画提案書等の提出)の前に埼玉県に御相談ください(外注先(候補)について確認させていただく場合があります)。
仕様書(消費者調査)			
7	第5 委託業務内容 2 標本抽出 (9)調査対象者の抽出 セ	住民基本台帳の閲覧手数料の受託者負担は、いくらと考えればよいでしょうか。参考に前回調査で発生した金額をご教示いただけますと幸いです。	商店街調査に付随する消費者調査は今回初めて実施するものであり、閲覧手数料につきましては、標本を抽出する市町村ごとに異なることや、抽出の仕方によっても変わってくることから、一概に受託者負担額を示すことはできません。 (参考)住民基本台帳閲覧手数料(例)戸田市:閲覧者1人30分間あたり1,000円/松伏町:台帳1冊あたり3,000円/ときがわ町:1世帯あたり200円
8	第5 委託業務内容 3 調査実施 (1)ウ	調査票の部数が「,000部」となっておりますが、こちらは3,000部でよろしいでしょうか。	申し訳ございません。「3,000部」が正しいものとなります。 ※掲載HPの該当ファイルは、訂正したものを掲載しております。